

苫前町保健業務等インターンシップ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、苫前町（以下「町」という。）が行う苫前町保健業務等インターンシップ事業（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生等に対し、職員の指導の下で行う実習その他の教育的活動及び地域との関わりを通じて実践的な就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や保健業務等に対する理解を深めることを目的とする。

2 本インターンシップは、苫前町関係人口創出・地域共創参画プログラム実施要綱（令和8年苫前町訓令第17号）に基づく特化プログラムとして実施することがある。

(インターンシップ対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等（以下「大学等」という。）に在籍する看護学生、管理栄養士を養成する大学等に在籍する者（以下「学生」という。）又は保健師資格取得者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保健業務等に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者

(2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

(実習生の受入手続及び決定)

第3条 インターンシップを希望する者は、苫前町保健業務等インターンシップ申込書（別記様式第1号）を苫前町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、学生が作成した申込書の学校記入欄に必要事項を記入及び押印のうえ、提出しなければならない。

3 町長は、受入れの可否を決定し、苫前町保健業務等インターンシップ受入可否決定通知書（別記様式第2号）により、学生の場合は大学等の代表者、学生以外の者は本人に通知するものとする。

(実習期間及び実習生受入人数)

第4条 前条第3項の規定により受入れを決定した者（以下「実習生」という。）の実習期間及び受入人数は、町長が決定する。

2 実習生が実習を行う時間は、教育的配慮の下、町職員に適用される勤務時間に準じて定めるものとする。

(報酬等)

第5条 町は、実習生に対して、報酬、賃金その他実習に伴う経費の負担を行わないものとする。ただし、実習に参加するため、居住地から実習場所までの移動に係る交通費及び実習期間中における宿泊費については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により支給する交通費は、町が別に定める基準に基づき、道内の移動に係る部分に限るものとし、道外からの移動に係る部分については、支給対象としない。

(実習生の身分)

第6条 町は、実習生に対し町の職員としての身分を付与しないものとする。

(服務等)

第7条 実習生は、実習期間中、受入先の所属長その他実習生の指導及び監督を担当する職

員（以下「指導者」という。）の指導及び監督の下において、教育的観点から実施される実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。この場合において、実習の内容は、実習生の知識、経験及び意欲に応じ、段階的に設定するものとする。

2 実習生は、実習時間中、町職員が遵守すべき法令、条例等及び指導者の指示に従わなければならない。

3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、病気その他の事由により実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに連絡するものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第8条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならないものとする。

2 実習中の事故に関しては、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、大学等の代表者及び実習生が自らの責任において対応するものとする。

3 実習生が故意又は過失により町に損害を与えたときは、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、大学等の代表者及び実習生は、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害については、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、町はその責任を負わないものとする。

5 前項の場合において、町が第三者に対し損害賠償の責任を負ったときは、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、大学等の代表者及び実習生は、当該賠償により町が被った損害を補てんしなければならない。

（誓約書）

第9条 実習生は、誓約書（別記様式第3号）を事前に町長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第10条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

（実習の中止）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

（1）実習生が第7条又は第10条の規定に違反したとき。

（2）実習を継続することにより町の業務に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

（3）実習の目的の達成が見込まれないときその他実習の継続が適当でないと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により実習を中止したときは、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（報告等）

第12条 実習生は、インターンシップ終了後、原則として1月以内に苫前町保健業務等インターンシップ体験報告書（別記様式第4号）を作成し、町長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

苫前町保健業務等インターンシップ申込書

年 月 日

苫前町長 様

苫前町保健業務等インターンシップ事業実施要領第3条第1項の規定により、下記のとおり申込いたします。

（学生等記入欄）

フリガナ		生年月日	年 月 日生 () 歳
氏 名			
大学等	学校名		
	学部・学科・学年		
現住所	〒		
E-mail			
緊急連絡先	住 所		
	氏 名		続柄 ()
	電 話		
希望理由			
希望期間	年 月 日 () ~ 月 日 (日間)		

（大学記入欄）

所在地			
担当部署		担当者名	
連絡先		E-mail	
苫前町保健業務等インターンシップ事業実施要領の遵守事項について同意するとともに、上記学生のインターンシップへの参加を認めます。			
年 月 日			
大学等名称 _____			
代 表 者 名 _____			

年 月 日

様
(御中)

苫前町長

苫前町保健業務等インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日付で申請のありました苫前町保健業務等インターンシップにつきまして、下記のとおり決定しましたので、苫前町保健業務等インターンシップ事業実施要領第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 受入可否 可 ・ 否
- 2 理由・条件等
- 3 受入期間 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
- 4 その他

誓 約 書

私は、苫前町保健業務等インターンシップ事業実施要領に基づき、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 法令、条例等及び貴職の定める服務規律を遵守するとともに、指導者の指示に従い、誠実に実習に従事します。
- 2 職場の秩序を乱す行為並びに苫前町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行いません。
- 3 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）については、実習中及び実習終了後において漏らしません。
- 4 故意又は過失により苫前町又は第三者に損害を与えた場合は、関係法令及び実施要領の定めに従い、自己の責任において対応します。
- 5 実習中の事故に備え、損害保険及び賠償責任保険に加入し、当該事故については、実施要領の定めに従い対応します。

年 月 日

実習生 大学等
氏 名
住 所

印

苫前町長 様

別記様式第4号（第12条関係）

苫前町保健業務等インターンシップ体験報告書

苦前町長 様

提出日 年 月 日

学校・学部学科名		学 年	
氏 名			
受入部署・担当者名			
実 習 期 間			
実 習 内 容			
以下の質問について該当するものに○を付けてください。			
1. インターンシップの経験はどのようなものでしたか？ A とても良い経験だった B 良い経験だった C それほどでもなかった			
2. インターンシップの実施時期はどうでしたか？ A 適切だった B 適切ではなかった（理由： ）			
3. インターンシップに参加して保健業務等の仕事への関心は高まりましたか？ A とても高まった B 高まった C あまり変わらない			
4. あなたは将来、保健師若しくは管理栄養士としての仕事をしてみたいと思いませんか？ A 思う B 思わない C わからない			
5. あなたは将来、苫前町職員として仕事をしてみたいと思いますか？ A 思う B 思わない C わからない			
所 感 意 見 要望等			